

## 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和4年6月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20220613	あさひ自動車株式会社 (法人番号 8410001000041) 代表者佐藤武義	秋田県秋田市牛島 西1丁目1番11号	本社営業所	秋田県秋田市牛島西1 丁目627番地42,56	輸送施設の使用停止 (130日車)及び文 書警告	道路運送法(以下「 法」)第9条の2第1 項、法第27条第3項	令和3年11月2日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、4件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(法第9条の2項第1項)、(2)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	13	13
20220621	株式会社大谷交通 (法人番号 8370501000082) 代表者島山淳	宮城県気仙沼市本 吉町田の沢96番地 の3	本社営業所	宮城県気仙沼市本吉町 田の沢96番地の3	輸送施設の使用停止 (370日車)及び文 書警告	法第27条第3項	令和3年10月27日及び28日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、10件の違反が認められた。(1)疾病・疲労等のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)日雇い運転者等の選任禁止違反(運輸規則第36条第1項)、(4)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記録違反(運輸規則第38条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)整備管理者の選任(解任)未届出違反(運輸規則第45条及び道路運送車両法第52条)、(10)運行管理補助者の選任解任届出違反(運輸規則第68条第1項)	37	37

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。